

独立行政法人国立美術館の目的及び業務の概要等

国立美術館の目的 <独立行政法人国立美術館法第3条>

独立行政法人国立美術館は、美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。

業務の概要 <独立行政法人国立美術館法第11条>

国立美術館は国立美術館法第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ア. 美術館を設置すること。
- イ. 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- ウ. 前号の業務に関連する調査及び研究を行うこと。
- エ. 第2号の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- オ. 第2号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- カ. 第1号の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- キ. 第2号から第5号までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- ク. 第2号から第5号までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- ケ. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

美術館の設置 <独立行政法人国立美術館業務方法書第3条>

国立美術館が設置する美術館（以下「各美術館」という。）は、次に掲げるものとする

- 一 東京国立近代美術館
 - イ 本館
 - ロ 工芸館
 - ハ フィルムセンター
 - ニ フィルムセンター相模原分館
 - ホ その他の施設
- 二 京都国立近代美術館
 - イ 本館
 - ロ その他の施設
- 三 国立西洋美術館
 - イ 本館
 - ロ 新館
 - ハ 企画展示館
 - ニ その他の施設

四 国立国際美術館

- イ 本館
- ロ その他の施設

五 国立新美術館

- イ 本館
- ロ その他の施設

目的達成のため文部科学大臣から「中期目標」が示され、これに基づき「中期計画」を作成し、事業年度ごとに業務運営に関する計画「年度計画」策定し、実施している。

中期目標

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1. 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与
 - 2. 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承
 - 3. 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与
- II 業務運営の効率化に関する事項
- III 財務内容の改善に関する事項
- IV その他業務運営に関する重要事項

中期計画

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1. 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開
 - 2. 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承
 - 3. 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与
- II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画
- IV 短期借入金の限度額
- V 重要な財産の処分等に関する計画
- VI 剰余金の使途
- VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

年度計画

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開
- 2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承
- 3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与
- 4 運営委員会及び外部評価委員会の指摘等を館長会議等において検討し、法人運営・事業等に反映させる。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 業務運営の一層の効率化を進めるため、次のような措置を講ずる。
- 2 外部の有識者による評価及び職員の意識改善
- 3 国立美術館が管理する情報の安全性の向上のため、コンピュータウイルスに関連する情報を職員に周知し、情報セキュリティへの意識向上に努める。
- 4 人件費については、前年度に比べ概ね1%削減するとともに、①組織の見直し、②人員の削減等に努める。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

- 1 外部資金の活用、自己収入の増大に努める。
- 2 予算（年度計画の予算）
- 3 収支計画
- 4 資金計画

IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画
- 2 施設・設備に関する計画

独立行政法人 国立美術館

使命・役割

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成

中期目標

- ①美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承
- ③我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

各館の概要

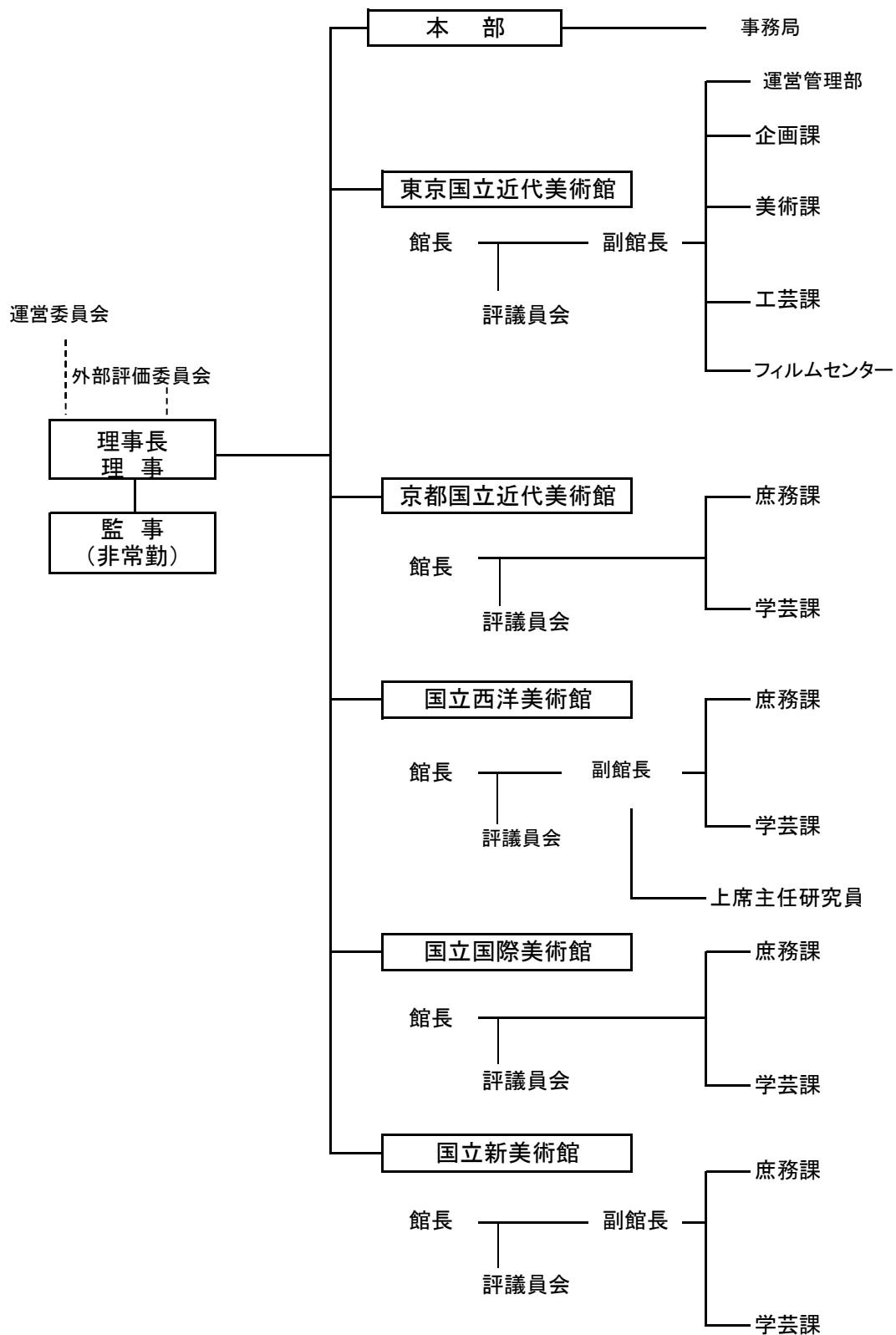
東京国立近代美術館	京都国立近代美術館	国立西洋美術館	国立国際美術館	国立新美術館
				
昭和27年 日活ビル跡に開館 昭和42年 東近美となる 昭和44年 現在地に移転 昭和52年 工芸館開館 平成13年 独立行政法人化	昭和38年 京都市から譲渡 (国立近代美術館分館) 昭和42年 京近美となる 昭和61年 新館竣工 平成13年 独立行政法人化	昭和34年 日仏正式調印 西洋美術館開館 昭和54年 新館開館 平成9年 企画展示館開館 平成13年 独立行政法人化	昭和52年 旧万博美術館で 国際美術館開館 平成5年 移転方針決定 平成13年 独立行政法人化 平成16年11月 新館開館	平成7年 文化庁に研究会 平成11年 基本計画策定 平成14年 建物起工 平成15年 準備室設置 平成17年 正式名称決定 平成18年5月 竣工 平成19年1月 開館
建物延べ面積 30,306㎡ うち展示面積 5,503㎡	建物延べ面積 9,761㎡ うち展示面積 2,604㎡	建物延べ面積 17,369㎡ うち展示面積 4,420㎡	建物延べ面積 13,487㎡ うち展示面積 3,811㎡	建物延べ面積 49,709㎡ うち展示面積 14,000㎡
東京都千代田区北の丸公園3-1	京都市左京区岡崎円勝寺町	東京都台東区上野公園7-7	大阪市北区中之島4-2-55	東京都港区六本木7-22
・本館では、20世紀の初頭から現代までの約100年間の日本と海外の美術作品を中心に活動を行っている。 ・工芸館では、明治以降今日までの日本と海外の工芸及びデザイン作品を中心に活動を行っている。 ・フィルムセンターでは、芸術性に優れた作品、映画史上で重要な作品、その他貴重な文化・歴史資料としての作品等を中心に、国内外の映画フィルムを中心に活動を行っている。	国内外の近・現代美術作品、特に関西を中心とした西日本の美術に比重をおき、活動を行っている。	フランス政府から日本西部に寄贈された美術作品（松方コレクション）と中世末期から20世紀初頭に至る西洋美術の絵画及びヨーロッパ版画の系続的な作品を中心に活動を行っている。	現代美術、主に1945以降の作品を中心に活動を行っている。	コレクションを持たず、国内最大級の展示スペースを活かし、美術団体等に展示会会場の提供を行うとともに、展覧会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開・提供、教育普及活動を展開している。
収蔵品 80,770件 (うち映画フィルム67,658本)	収蔵品 10,524件	収蔵品 4,597件	収蔵品 6,057件	

役員 (常勤3、非常勤2)	理事長	理事	非常勤監事
	青柳正規	尾崎正明、建島哲	黒田亮子、鈴木清

予算 (百万円)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	5,468	5,320	7,303	14,082	15,735	13,661

国からの財政支出	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
運営費交付金	5,158	4,984	6,779	6,042	5,790	5,773
施設整備補助金	—	—	—	7,075	8,970	6,903

独立行政法人 国立美術館 機構図



国立美術館の目標と業務

目標(法令等)

- ・独立行政法人通則法
- ・独立行政法人国立美術館法
- ・独立行政法人国立美術館に関する省令
- ・独立行政法人国立美術館業務方法書
- ・独立行政法人国立美術館の中期目標
- ・独立行政法人国立美術館の中期計画
- ・独立行政法人国立美術館年度計画

企画業務

調査研究

- ・展覧会の開催
- ・ナショナルコレクションの形成・継承
- ・教育普及事業
- ・情報収集発信提供事業

管理運営業務

人事管理
予算管理
労務管理
渉外業務
広報 など

適切な収蔵
環境の維持

適切な展示環
境の維持

作品のコンディ
ションの維持

修理・修復

建物、電源、熱源、空調、衛生設備等の基礎的インフラの整備・維持、
安全管理

規則等

企画業務

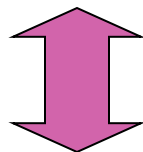
- ・購入・寄贈受入に関する規定
- ・作品貸与規則
- ・観覧規則
- ・キャンパスメンバーズ規則 など

管理運営業務

- ・組織規則
- ・職員就業規則
- ・職員倫理規則
- ・運営費交付金取扱基準
- ・契約事務取扱細則
- ・寄付金及び物品の寄付受入に関する規則
- ・食堂売店等貸付規定
- ・施設管理規則 など

推進体制

- ・館長会議
- ・学芸課長会議
- ・運営管理会議



チェック体制(委員会等)

- ・独立行政法人国立美術館運営委員会
 - ・独立行政法人国立美術館外部評価委員会
 - ・各館評議員会
-
- ・監事監査

国立美術館のPDCAサイクルと 内部統制

